

半 田 市

新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年6月
平成27年4月改定
平成28年4月改定
令和4年4月改定
令和7年4月改定



《 目 次 》

第 1 始めに

1 市行動計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・ 1
2 市行動計画策定の経過	・ ・ ・ ・ 1
3 作成の過程	・ ・ ・ ・ 2
4 内容・位置付け	・ ・ ・ ・ 2
5 対象とする疾患	・ ・ ・ ・ 2
6 見直し	・ ・ ・ ・ 2

第 2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴	・ ・ ・ ・ 3
2 対策の目的と基本的な戦略	・ ・ ・ ・ 3
3 発生段階の取扱い	・ ・ ・ ・ 4
4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・ ・ ・ ・ 6
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	・ ・ ・ ・ 7
（1）基本的人権の尊重	・ ・ ・ ・ 7
（2）危機管理としての特措法の性格	・ ・ ・ ・ 7
（3）関係機関相互の連携協力の確保	・ ・ ・ ・ 8
（4）記録の作成・保存	・ ・ ・ ・ 8
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・ ・ ・ ・ 8
（1）被害想定の方考え方	・ ・ ・ ・ 8
（2）患者等の発生想定	・ ・ ・ ・ 8
（3）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	・ ・ ・ ・ 9
7 対策推進のための役割分担	・ ・ ・ 10
8 行動計画の主要 7 項目	・ ・ ・ 12
（1）実施体制	・ ・ ・ 12
（2）情報収集・提供・共有	・ ・ ・ 14
（3）予防・まん延防止	・ ・ ・ 15
（4）予防接種	・ ・ ・ 16
（5）市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ 21
（6）サーベイランス（発生動向の調査）	・ ・ ・ 22
（7）医療	・ ・ ・ 22

第 3 各発生段階における対策

1 未発生期

（1）実施体制	・ ・ ・ 26
（2）情報収集・提供・共有	・ ・ ・ 26
（3）予防・まん延防止	・ ・ ・ 27
（4）予防接種	・ ・ ・ 27
（5）市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ 28

2 海外発生期	
（１）実施体制	・ ・ ・ 3 0
（２）情報収集・提供・共有	・ ・ ・ 3 1
（３）予防・まん延防止	・ ・ ・ 3 2
（４）予防接種	・ ・ ・ 3 2
（５）市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ 3 3
3 県内未発生期（国内発生早期以降）	
（１）実施体制	・ ・ ・ 3 4
（２）情報収集・提供・共有	・ ・ ・ 3 5
（３）予防・まん延防止	・ ・ ・ 3 6
（４）予防接種	・ ・ ・ 3 7
（５）市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ 3 8
4 県内発生早期	
（１）実施体制	・ ・ ・ 4 0
（２）情報収集・提供・共有	・ ・ ・ 4 0
（３）予防・まん延防止	・ ・ ・ 4 1
（４）予防接種	・ ・ ・ 4 3
（５）市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ 4 4
5 県内感染期	
（１）実施体制	・ ・ ・ 4 7
（２）情報収集・提供・共有	・ ・ ・ 4 7
（３）予防・まん延防止	・ ・ ・ 4 8
（４）予防接種	・ ・ ・ 5 0
（５）市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ 5 0
6 小康期	
（１）実施体制	・ ・ ・ 5 2
（２）情報収集・提供・共有	・ ・ ・ 5 3
（３）予防・まん延防止	・ ・ ・ 5 4
（４）予防接種	・ ・ ・ 5 4
（５）市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ 5 4
付属資料	
用語解説	・ ・ ・ ・ - 1 -
新型インフルエンザ等の感染経路	・ ・ ・ ・ - 6 -
新型インフルエンザ等予防の基本	・ ・ ・ ・ - 7 -
個人での備蓄物品の例	・ ・ ・ - 1 0 -
新型インフルエンザ等関連ホームページ	・ ・ ・ - 1 1 -
半田市新型インフルエンザ等対策本部の編成及び事務分掌一覧表	
半田市新型インフルエンザ等対策本部行動計画一覧表	

第 1 始めに

1 市行動計画策定の趣旨

新型インフルエンザ*は、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のインフルエンザウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック*）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本市としても適切な対応が求められる。

新型インフルエンザや新感染症*（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）」が、平成 25 年 4 月 13 日に施行された。

そこで、本市は、特措法第 37 条に基づき、「半田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年半田市条例第 8 号。以下「市対策本部条例」という。）」を施行するとともに、特措法第 8 条に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、「半田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を定めることとした。

なお、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）」においても規定されている。

「*」のついた語句は、付属資料「用語解説」を参照。

2 市行動計画策定の経過

本市では、平成 21 年（2009 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）*（以下「インフルエンザ（A/H1N1）2009*」という。）発生時の対応において、同年に半田市新型インフルエンザ行動計画（以下「旧行動計画」という。）を策定している。

インフルエンザ（A/H1N1）2009 は、日本でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率*は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性*が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

国においては、インフルエンザ（A/H1N1）2009 の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

そこで、この特措法に基づき、旧行動計画を踏まえて新たな市行動計画を策定したものである。

3 作成の過程

- （１）半田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会での検討
- （２）感染症・医学公衆衛生学の学識経験者として、半田市医師会長から意見を聴取
- （３）半田市医師会から意見を聴取
- （４）愛知県から意見を聴取

4 内容・位置付け

本計画は、特措法第 8 条に基づき、半田市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市行動計画に位置付けられるものである。

なお、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものとする。

5 対象とする疾患

- （１）感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- （２）感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

6 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。

また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適時適切に変更を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないものと考えられる。

(2) 市民の生命・健康、経済全体に大きな影響を与えること

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまうおそれがある。

したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講ずる必要がある。

2 対策の目的と基本的な戦略

以下の2点を主たる目的として全庁的に対策を講じていく。

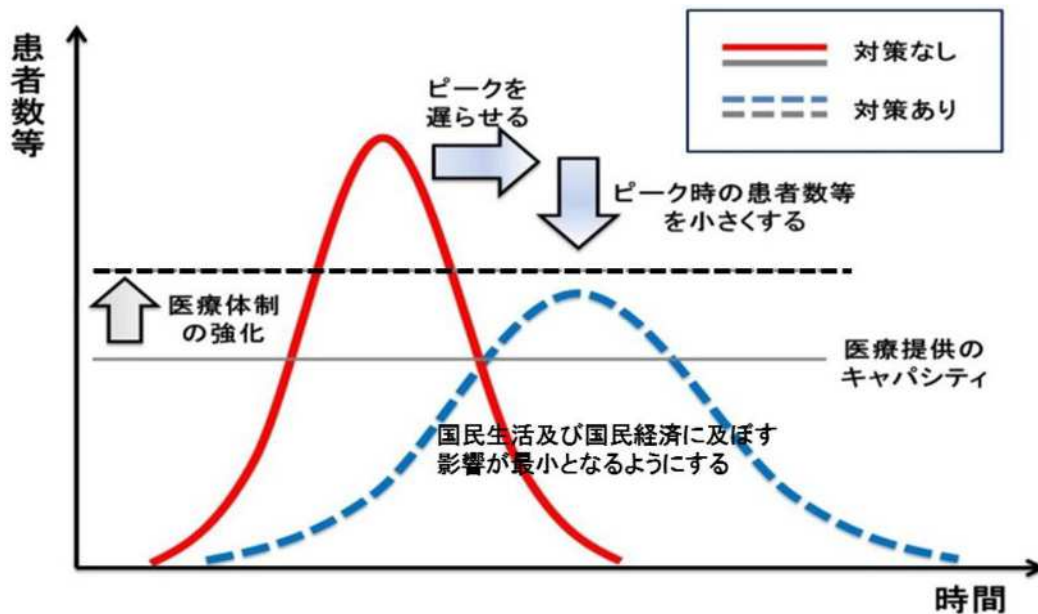
■ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ・ 必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・ 新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講ずる。

■ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関係する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



3 発生段階の取扱い

(1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めることとする。

各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、海外で発生した「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生が始まった「県内未発生期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する（政府行動計画では5つに分類している）。

なお、国全体での発生段階の移行は、世界保健機関（WHO）の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）において決定される。

一方、地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内発生早期及び県内感染期への移行は、県が必要に応じて国と協議の上で判断することとなっている。

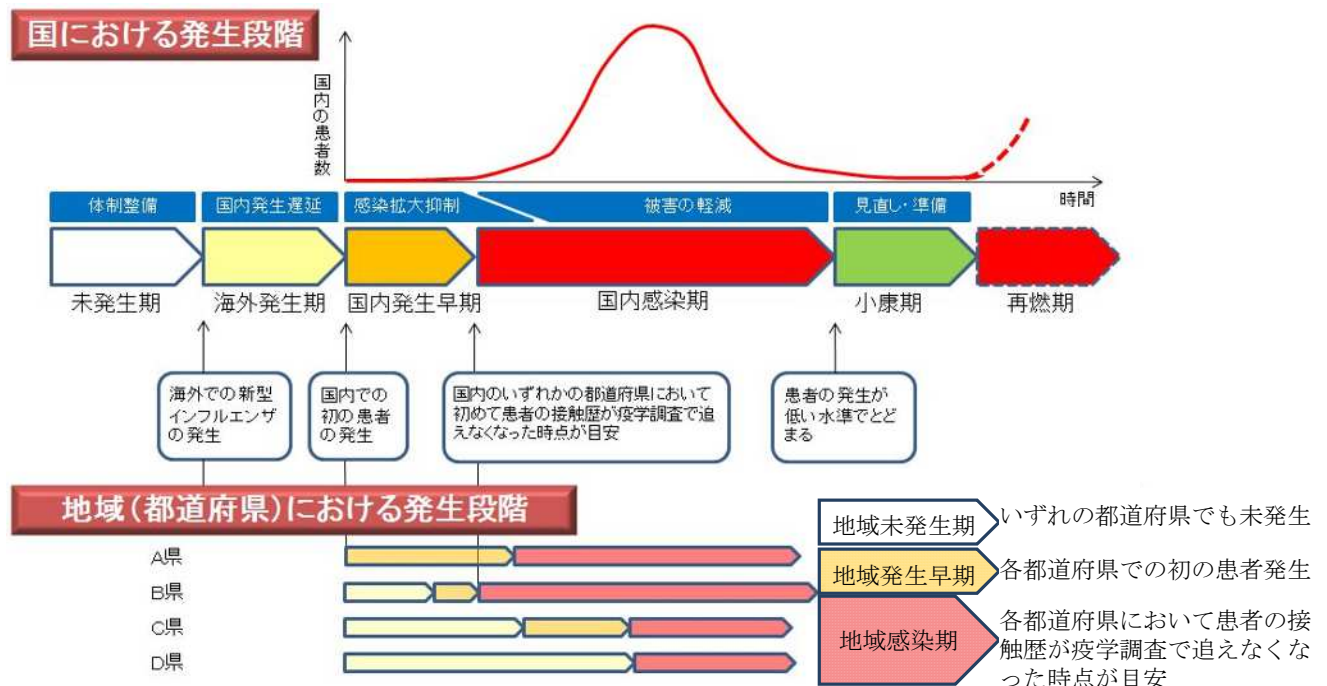
なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する。

＜発生段階＞

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	（県内未発生期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	（県内発生早期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等 （県内感染期） 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重することは、大きなリスクを背負うことになりかねない。そのため、市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すこととする。

とりわけ、愛知県は、国際空港、鉄道、各種高速道路等の交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、日本への侵入が本県から起こる可能性も高い。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で県内及び市内に侵入することが十分に予想されることから、関係機関等と事前に調整を行うとともに、市行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をする必要がある。

新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県において、国の対策を踏まえて、実施すべき対策が決定されることとなっており、本市は、国・県の対策を踏まえ、実施すべき対策を決定するものとする。

なお、国においては、発生当初等の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図る等の見直しを行うこととしている。そして、県においては、それらを踏まえた対策の見直しを行う。本市は、それらの内容に基づき適宜、対策の見直しを行うものとする。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

- ・県が実施する地域における医療体制及びワクチンの供給体制の整備への協力、予防接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を行う。

イ 海外発生期

- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 国内発生早期、県内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ・県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請に協力する。

エ 県内感染期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等を実施する。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討・実施する。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(4) 市民一人一人による感染拡大防止策

- ・事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う。
- ・日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策を実施する。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施において、住民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとすることとしており、市の新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令に根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々

な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬*等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部条例に基づく半田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

（４）記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

（１）被害想定のかえ方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される等、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有すると考えられる。

しかし、鳥インフルエンザ*（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率*となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

国は、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を試算しているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（新型インフルエンザウイルス*の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、発生の時期も含め、あらかじめ正確に予測することは不可能とされる。

（２）患者等の発生想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が推計した流行規模を基に、ひとつの例として、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次の表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

<全人口の25%が罹患すると想定した場合の推計>

	半田市		愛知県		全国	
総人口（※）	118,828 人		約 741 万人		約 1 億 2,806 万人	
医療機関 受診患者数	約 12,090 人～23,250 人		約 75 万人～145 万人		約 1,300 万人～2,500 万人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 490 人	約 1,860 人	約3万1千人	約11万6千人	約 53 万人	約 200 万人
1日最大 入院患者数	約 90 人	約 370 人	約 6 千人	約2万3千人	約10万1千人	約39万9千人
死亡者数	約 160 人	約 600 人	約 1 万人	約3万7千人	約 17 万人	約 64 万人

※総人口は、平成 22 年国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）による。

これらの推計の基となる国の想定は、医療機関を受診する患者数については、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いており、入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の致命率を 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の致命率を 2.0%として推計している。

また、この想定では新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

国の被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある（別添付属資料「新型インフルエンザ等の感染経路」参照。）。

（３）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）に罹患する。罹患した従業員の大部分は、欠勤後 1 週間から 10 日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・インフルエンザ（A/H1N1）2009 のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約 1%と推定されていることから、ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられる。さらに、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

- ・医薬品の調査・研究の推進
- ・諸外国との国際的な連携の確保

（２）県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たす。

市町村と緊密な連携を図る。

（３）市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

市民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、市立の学校・保育施設等の使用制限、住民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者（以下「要援護者」という。）への生活支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割
医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。 また、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。
（５）指定（地方）公共機関の役割
指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
（６）登録事業者の役割
特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。
（７）一般の事業者の役割
事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。
（８）市民の役割
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める（最低でも 2 週間分程度。別添付属資料「個人での備蓄物品の例」参照。）。 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を収集して、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 行動計画の主要7項目

市行動計画は、次の7項目に分けて立案する。

- ①実施体制
- ②情報収集・提供・共有
- ③予防・まん延防止
- ④予防接種
- ⑤市民生活及び市民経済の安定の確保
- ⑥サーベイランス*（発生動向の調査）（主に国・県が実施）
- ⑦医療（主に県が実施）

このうち、サーベイランスについては、国及び県が主体となっており、また、医療については、県が主体となっており。

各項目の対策については、サーベイランス及び医療を除き、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

なお、市の対策は、県の対策と密接に関連しているため、市の対策が理解しやすいよう、必要に応じて県の対策を併記する。

（1）実施体制

ア 考え方

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、県、市及び事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係部課等間の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進する。

さらに、関係部課等においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

イ 半田市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、県対策本部が設置される。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法第32条に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われた場合には、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針により、必要な措置を講ずる。

また、緊急事態宣言が行われていない場合であっても、厚生労働大臣が、海外において新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、国及び県が対策本部を設置した場合には、速やかに任意の市対策本部を設置するものとする。

市対策本部会議の招集通知は、必要に応じて職員参集システム及び電話等により行う。

なお、市の実施する新型インフルエンザ等対策が、医学・公衆衛生学の観点からの合理性を確保するため、行動計画の作成や発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者等の意見を適宜適切に聴取する。

(ア) 構成

- ・本 部 長：市長
- ・副本部長：副市長、教育長
- ・本 部 員：各部長、議会事務局長、消防長、各監
- ・事 務 局：(事務局長) 健康課長
(幹 事) 企画課長、人事課長、総務課長、防災安全課長、
消防総務課長
(事務局員) 健康課職員

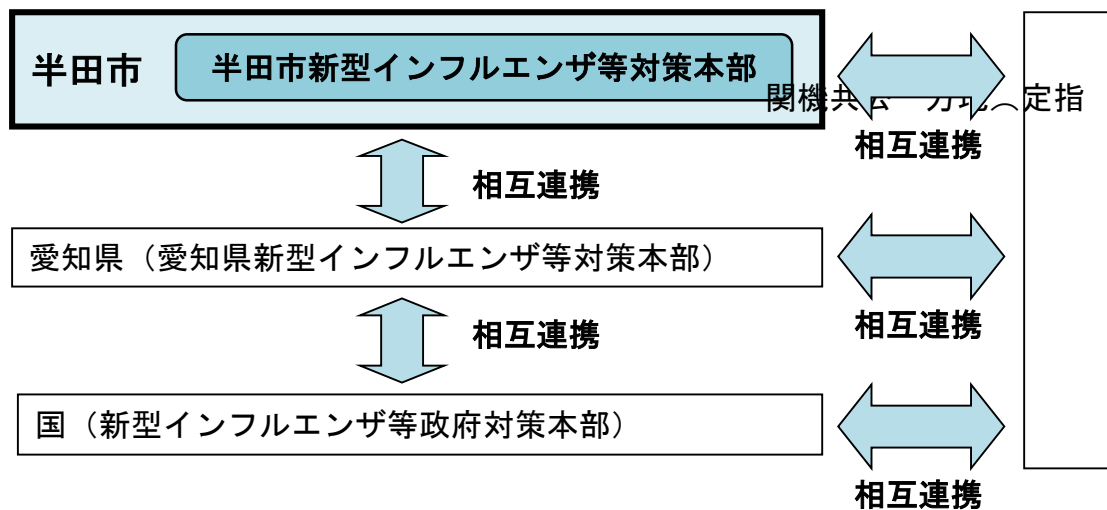
※必要に応じて関係機関等（半田市医師会、(地独) 知多半島総合医療機構、警察等）、公衆衛生等に関する学識経験者等に市対策本部会議への出席を依頼し、意見を求める。

なお、市対策本部の各部・各班の編成、事務分掌及び発生段階ごとの対策については、付属資料「半田市新型インフルエンザ等対策本部の編成及び事務分掌一覧表」及び「半田市新型インフルエンザ等対策本部行動計画一覧表」を参照。

(イ) 所管事項

- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の発生動向等に関する国、県等からの情報収集に関すること。
- ・市民に対する適切な情報提供に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関すること。
- ・予防接種（特定接種及び住民接種）に関すること。
- ・市内発生時における市民生活及び市民経済の安定に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療提供への協力に関すること。
- ・市業務の継続に関すること。
- ・その他市対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

＜発生時における相互連携＞



（２）情報収集・提供・共有

ア 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、いずれの段階においても、国、県及び関係機関等と連携を図りつつ、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に周知することが重要である。

イ 情報提供・共有

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、関係機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。

（ア）情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、市ホームページやマスメディアの協力を得る等多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、可能な限り迅速に情報提供を行う。

（イ）発生前における市民等への情報提供

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に、園児、児童及び生徒等に対しては、保育園、幼稚園及び学校等では集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

（ウ）発生時における市民等への情報提供・共有

a 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、正確かつ分かりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアやホームページ等のインターネットの役割が重要である。また、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、直ちに正しい情報に訂正する等適時適正な情報提供に努める。

特に、半田市医師会等の医療関係団体その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図ることとし、市内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、県との共有を必要とする。

b 市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、市の情報、指定（地方）公共機関の情報等を、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

（エ）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部課等間で調整し、統一を図ることに留意する。

また、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

（３）予防・まん延防止

ア 考え方

新型インフルエンザ等のまん延防止対策を講じることにより、流行のピークを遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努める。

まん延防止対策として、個人対策、地域対策、職場対策及び予防接種等の複数の対策を組み合わせで行う。ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等

の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定・縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策について

(ア) 個人における対策

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、本市は、その情報を市民へ周知する。

なお、県は、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者*に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うこととしている。本市は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本市は、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、市立以外の保育・介護・福祉等施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）に対し、要請に関する情報を周知する。

(ウ) その他

海外で発生した際、国及び県からの要請に応じ、国が実施する水際対策に協力する。

(4) 予防接種

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の予防接種実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（有識者で構成する国の諮問委員会）の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることとなっている。

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう

努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に抑える効果が期待できる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン*とパンデミックワクチン*の2種類がある。

特定接種は、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用い、有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となりうる者

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となりうる者の基準

特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとされる。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

国は、この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画（別添）「特定接種の対象となり得る職種・職務について」を示している。

(エ) 基本的な接種順

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

危機管理上、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、上記の基本的な接種対象・接種順を踏まえたうえで、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位及びその他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

a 実施主体

- (a) 国・・・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (b) 県・・・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
- (c) 市・・・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法

原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特定接種の対象となり得る市職員への接種に必要な医師等の従事者については、半田市医師会等の関係団体等の協力により確保する。

なお、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、事業者自らが接種体制を整えることが求められている。

ウ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

緊急事態宣言がされている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行う。

b 新臨時接種

緊急事態宣言がされていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行う。

(イ) 対象者の区分及び接種順位

住民接種の接種順位については、事前に次の基本的な考え方に基づき、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部において決定される。

また、特定接種対象者以外の接種対象者を国の規準に基づき、以下の 4 群

に分類することを基本とする。

- a **医学的ハイリスク者**：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b **小児**（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c **成人・若年者**
- d **高齢者**：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、状況に応じて定めることを基本とし、重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定される（次頁参照）。

（ウ）住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。

なお、集団接種、一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種又はそれらの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。接種に必要な医師等の従事者については、半田市医師会等の関係団体等の協力により確保する。

●重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2		成人・若年者	
3		小児	
4			高齢者

(医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2		高齢者	
3		小児	
4			成人・若年者

(医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2		小児	
3		高齢者	
4			成人・若年者

●我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	小児		
2	医学的ハイリスク者		
3	成人・若年者		
4		高齢者	

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	小児		
2	医学的ハイリスク者		
3	高齢者		
4		成人・若年者	

●重症化、死亡を可能な限り抑えることにあわせて、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2	小児		
3	成人・若年者		
4		高齢者	

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2	小児		
3	高齢者		
4		成人・若年者	

（５）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザにより、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞が生じるおそれがあることから、市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう、市、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の準備を呼びかける。

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

なお、新型インフルエンザ等発生時の要援護者の対象範囲は、災害時要援護者の対象範囲とは異なり、同居者がいたり、家族が近くにいる場合や、独居高齢者であっても支障なく日常生活ができる場合は対象外とする。

以下の例を参考に、新型インフルエンザ等発生時の要援護者の対象範囲を定める。

- a 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者に限る）

関係機関や団体等と連携して、事前に支援が必要な要援護者を把握し、県内感染期には、要援護者に関する情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

また、県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）については、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、その他関係団体等の協力を得ることにより実施し、緊急対応が必要な場合は、市が直接実施する等、県と連携して総合的な調整を行う。

さらに、老人福祉施設、障がい福祉施設等の社会福祉施設の使用制限（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）については、支援が必要な利用者のため、状況によっては、県及び関係団体と調整のうえ、一部の施設に例外的な開所を要請する。

なお、これらの一部施設の例外的な開所については、十分な集団感染対策を講じる必要があること及び感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮して、要請の可否を決定する。

(6) サーベイランス（発生動向の調査）

ア 考え方

新型インフルエンザ等の患者等の発生動向の調査であるサーベイランスは、国及び県が主体となつて行う。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

県は、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

県は、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。

地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルス*の亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

(7) 医療

ア 県の対策への協力

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。本市は、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策（県行動計画より抜粋）

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、

健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療体制の整備

県等（県及び県内の保健所設置市）は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来*」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストをあらかじめ作成し設置の準備を行う。

さらに発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター（以下「帰国者・接触者相談センター*」という。）の設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関*等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内

での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具*の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、その周知を図る。

県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。これらの医療提供体制については、新型インフルエンザ等発生時に混乱が起きないように、広く県民や医療関係者に周知することが重要である。また、各地域において、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり地区医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救命救急士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等をする。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

オ 抗インフルエンザウイルス薬

①諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の 45% に相当する量を目安として国が示す本県の備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。

②インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

③不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

第3 各発生段階における対策

発生段階ごとに目的、対策の考え方、また、主要7項目のうち、国及び県が主体的となつて行うサーベイランスと県が主体的となつて行う医療を除く5項目について個別の対策を記載する（各対策の文末に、市対策本部における担当部名を記載する）。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国及び県の方針に沿ったものとするとともに、県内・市内の状況を勘案して行うこととする。

1 未発生期

発生状況：

- 1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目 的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。
- 3) 国、県、国際機関等からの情報収集を行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画の作成

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(予防・支援部、各部共通)

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ① 庁内及び関係機関との連携により、必要に応じ、発生時に備えたガイドライン（マニュアル）及び業務継続計画を作成する。(予防・支援部、各部共通)
- ② 県及び指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(予防・支援部、各部共通)
- ③ 県が実施する研修会等へ参加し、人材育成を図る。(予防・支援部、関係各部)
- ④ 市行動計画の作成に当たり、必要に応じて、県による支援を要請する。(予防・支援部)
- ⑤ 必要に応じて、警察、(地独) 知多半島総合医療機構、消防機関等との連携を進める。(予防・支援部、総務部、消防部)

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。(予防・支援部、各部共通)

イ 継続的な情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(予防・支援部、広報部)

ウ 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等の発生段階ごとの市民への情報提供内容や媒体の検討を行う。(予防・支援部、広報部)
- ② 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。(予防・支援部、広報部)
 - ・はんだ市報、新聞、テレビ、ラジオ、防災行政無線（屋外拡声スピーカー）等
 - ・市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）
 - ・関係団体等
- ③ 市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置するための準備を進める。(予防・支援部)

(3) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

また、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(予防・支援部、広報部)

イ 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、消毒薬等の備蓄等の職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(予防・支援部、広報部)

(4) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(予防・支援部)

イ ワクチンの供給体制

県は、国の要請を受け、愛知県医薬品卸協同組合等と連携し、ワクチンの円滑な流通体制を構築する。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集する。(予防・支援部)

ウ 基準に該当する事業者の登録

県は、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないこと等の登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。

本市は、県からの要請に応じ、国が行う基準に該当する事業者の登録申請受付に協力する。(予防・支援部)

エ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

県、国、半田市医師会及び（地独）知多半島総合医療機構等の協力を得ながら、特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

また、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。（予防・支援部）

(イ) 住民接種

県、国、半田市医師会及び（地独）知多半島総合医療機構等の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

円滑な接種の実施のために、国及び県から技術的な支援を得ながら、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する等、市外の市町村における接種を可能にするよう努める。

また、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、半田市医師会、（地独）知多半島総合医療機構、事業者及び学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（予防・支援部）

オ 情報提供

県と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して情報提供を行い、市民の理解促進を図る。（予防・支援部、広報部）

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保**ア 食料品、生活必需品の備蓄等の呼びかけ**

市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品の備蓄等の事前の準備を呼びかける。（予防・支援部、広報部）

イ 業務計画等の作成

県からの要請に応じ、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前準備を行うよう呼びかける。（各部共通）

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県、国及び関係団体等と連携して、県内感染期における要援護者への生活支援（見

回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。(予防・支援部)

エ 火葬能力等の把握

半田斎場の火葬能力の把握を行うとともに、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(環境部、教育部、消防部)

オ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。(予防・支援部、総務部)

2 海外発生期

発生状況： 1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目 的： 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

厚生労働大臣が、海外において新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、国が政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置した場合には、本市は、速やかに特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することとし、緊急事態宣言がされた時点で、特措法に基づく本市対策本部と位置付ける。これは、市対策本部は、特措法上、緊急事態宣言がされた場合に設置することになっているが、国及び県が本部を設置する事態となれば、市においても設置することが想定されるためである。

なお、任意で設置する市対策本部の組織及び職務等については、特措法、市対策本部条例及び市行動計画に準ずるものとする。

また、市対策本部の設置に伴い、市対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、また、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく事前準備をする。

県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合には、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する。（予防・支援部、各部共通）

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。（予防・支援部、各部共通）

（２）情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。（予防・支援部、各部共通）

イ 情報提供

県と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、ホームページ等の複数の媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

また、必要に応じ、半田記者クラブ等を通じて、情報提供を行う。

対策の実施主体となる関係部課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じ、市対策本部又は関係部課等間において調整する。（予防・支援部、広報部、各部共通）

ウ 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。（予防・支援部、各部共通）

エ 相談窓口の設置

国からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。（予防・支援部、各部共通）

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策の準備

市民・事業者等に対し、県内発生早期に要請する不要不急の外出の自粛及び学校等の施設の使用制限並びに事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知する。(予防・支援部、各部共通)

イ 感染症危険情報の発出等

国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県及び事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。

また、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県及び事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。(予防・支援部、広報部)

ウ 水際対策

国及び県からの要請に応じて、国が実施する水際対策に引き続き協力する。(予防・支援部)

(4) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(予防・支援部)

イ ワクチンの供給

県は、国の要請を受けて、愛知県医薬品卸協同組合等と連携し、ワクチンの円滑な流通体制を構築する。また、国が確保するワクチンの県内の流通調整に協力する。本市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(予防・支援部)

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

県と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等と連携し、国の基

本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(予防・支援部)

(イ) 住民接種

県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する具体的な接種体制の構築準備を行う。(予防・支援部)

エ 情報提供

県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位及び接種体制等に関する情報の提供に協力する。(予防・支援部、広報部)

オ モニタリング

本市は、県と連携して、国が実施する接種実施モニタリングに関する総合評価の状況を把握する。(予防・支援部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者にも周知する。(各部共通)

イ 遺体の火葬・安置

県からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(教育部)

3 県内未発生期（国内発生早期以降）

発生状況：

- 1) 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。

（国内発生早期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

（国内感染期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目 的：

- 1) 県内発生の早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- 2) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（1）実施体制

ア 体制の強化

国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。また、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、国内発生早期の対策を確認する。

県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合には、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する。(予防・支援部、各部共通)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。

- ③ 本市は、緊急事態宣言がされた場合、公示された区域に関わらず、直ちに市対策本部を設置する。(予防・支援部、各部共通)

（２）情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。(予防・支援部、各部共通)

イ 情報提供

県と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、ホームページ等の複数の媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

また、必要に応じ、半田記者クラブ等を通じて、情報提供を行う。

県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報

の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

対策の実施主体となる関係部課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じ、市対策本部又は関係部課等間において調整する。(予防・支援部、広報部、教育部、各部共通)

ウ 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。(予防・支援部、広報部、各部共通)

エ 相談窓口の設置

国からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。

国が作成するQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(予防・支援部、各部共通)

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

(ア) 市のまん延防止対策

- ① ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考にし、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園・その他保育施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校等)を適切に行う。(教育部)
- ② 必要に応じ、市庁舎、半田市立図書館・博物館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけや手指消毒剤の設置等を行う。(総務部、教育部)

(イ) 県との連携による市民・事業所等への要請

以下の対策を実施する。

- ① 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(予防・支援部、広報部、各部共通)
- ② 事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(各部共

通)

- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を、市立以外の学校・保育所等に周知し、それらの施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業を適切に行うよう要請する。(予防・支援部、教育部、各部共通)
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(広報部)
- ⑤ 病院及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(予防・支援部)

イ 水際対策

国の水際対策が継続される場合には、国及び県からの要請に応じ、引き続きそれに協力する。

国では、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。(予防・支援部)

(4) 予防接種

ア ワクチンの供給

県は、国の要請を受けて、愛知県医薬品卸協同組合等と連携し、ワクチンの円滑な流通体制を構築する。また、国が確保するワクチンの県内の流通調整に協力する。本市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(予防・支援部)

イ 接種体制

(ア) 特定接種

県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(予防・支援部)

(イ) 住民接種

- ① 県と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。(予防・支援部)
- ② 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。(予防・支援部、広報部)
- ③ 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県、国及

び半田市医師会等の協力を得て、住民接種を開始する。(予防・支援部)

- ④ 接種の実施に当たり、県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等と連携して、市民が速やかに接種できるよう、「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。(予防・支援部)

ウ モニタリング

本市は、県と連携して、国が実施する接種実施モニタリングに関する総合評価の状況を把握する。(予防・支援部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を開始するよう、関係団体等を通じて事業者にも周知する。(各部共通)

イ 市民への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(広報部、環境部)

4 県内発生早期

発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。

(国内発生早期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(国内感染期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目 的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかに市民に接種する。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。また、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県内発生早期の対策を確認する。

県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合には、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する。(予防・支援部、各部共通)

イ 政府現地対策本部の設置

県では、発生の初期の段階において国が愛知県を支援するため新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(予防・支援部、各部共通)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

- ① 本市は、緊急事態宣言がされた場合、公示された区域に関わらず、直ちに市対策本部を設置する。(予防・支援部、各部共通)

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。(予防・支援部、各部共通)

イ 情報提供

県と連携して、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の対策等について、ホームページ等、その他利用可能な媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

また、必要に応じ、半田記者クラブ等を通じて、情報提供を行う。

県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供す

る。

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

対策の実施主体となる関係部課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じ、市対策本部又は関係部課等間において調整する。(予防・支援部、広報部、教育部、各部共通)

ウ 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。(予防・支援部、広報部、各部共通)

エ 相談窓口の設置

国からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。

国が作成するQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(予防・支援部、各部共通)

(3) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

県は、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)等の措置を行う。本市は、その取組等に適宜、協力する。(予防・支援部)

イ 市内でのまん延防止対策

(ア) 市のまん延防止対策

- ① ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考にし、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園・その他保育施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校等)を適切に行う。(教育部)
- ② 必要に応じ、市庁舎、半田市立図書館・博物館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけや手指消毒剤の設置等を行う。(総務部、教育部)

(イ) 県との連携による市民・事業所等への要請

県と連携して、以下の対策を実施する。

- ① 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(予防・支援部、広報部、各部共通)
- ② 事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(各部共通)
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を、市立以外の学校・保育所等に周知し、それらの施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業を適切に行うよう要請する。(予防・支援部、教育部、各部共通)
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(広報部)
- ⑤ 病院及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(予防・支援部)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 不要不急の外出の自粛要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、本市は、その情報を市民へ周知する。(予防・支援部、広報部)

(イ) 学校等の施設の使用制限に関する要請

県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う場合には、本市は、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、市立以外の保育・介護・福祉等施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)に対し、要請に関する情報を周知する。(予防・支援部、教育部)

(ウ) 施設における感染対策の徹底に関する要請

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本市は、市庁舎、半田市立図書館・博物館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行い、また、市立以外の施設及び事業者に対し感染対策の徹底に関する要請情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される市立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を適切に行う。

必要に応じて、市主催の催物（行事・会議等）について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行い、また、市立の施設を使用して催物（行事・会議等）を行う者に対し、同様の要請を行う。（総務部、教育部、各部共通）

（エ）地域における重点的な感染拡大防止策

人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策の実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。（予防・支援部、各部共通）

ウ 水際対策

国の水際対策が継続される場合には、国及び県からの要請に応じ、引き続きそれに協力する。

国では、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。（予防・支援部）

（４）予防接種

ア ワクチンの供給

県は、国が確保するワクチンの県内の流通調整に協力する。本市は、県と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。（予防・支援部）

イ 接種体制

（ア）特定接種

県、国、半田市医師会及び（地独）知多半島総合医療機構等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（予防・支援部）

（イ）住民接種

国は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

- ① 県と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の

決定内容を確認する。(予防・支援部)

- ② 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。(予防・支援部、広報部)
- ③ 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県、国及び半田市医師会等の協力を得て、住民接種を開始する。(予防・支援部)
- ④ 接種の実施に当たり、県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等と連携して、保健所・保健センター・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(予防・支援部、教育部)

ウ モニタリング

本市は、県と連携して、国が実施する接種実施モニタリングに関する総合評価の状況を把握する。(予防・支援部)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

- ① 住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(予防・支援部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を開始するよう、関係団体等を通じて事業者に周知する。(各部共通)

イ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(広報部、環境部)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

本市は、継続した水質検査等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道部)

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。(広報部、環境部)

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(環境部)

5 県内感染期

発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなかった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
- 2) 国内では、国内感染期にある。

（国内感染期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなかった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目 的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

県対策本部は、愛知県新型インフルエンザ等専門家会議の意見等を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態等にあると判断した場合は、国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、政府の基本的対処方針を確認し、必要な対策を行う。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画等により必要な対策を行う。(予防・支援部、各部共通)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条の規定に基づく愛知県知事による代行の措置、また、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第39条に基づく他の市町村長その他の執行機関による応援の措置の活用を行う。(予防・支援部、各部共通)

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。(予防・支援部、各部共通)

イ 情報提供

県と連携して、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の対策等について、ホームページ等、その他利用可能な媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

また、必要に応じ、半田記者クラブ等を通じて、情報提供を行う。

県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

対策の実施主体となる関係部課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供

できるよう、必要に応じ、市対策本部又は関係部課等間において調整する。(予防・支援部、広報部、教育部、各部共通)

ウ 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。(予防・支援部、広報部、各部共通)

エ 相談窓口の設置

国からの要請に応じ、相談窓口体制を継続する。

国が作成するQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(予防・支援部、各部共通)

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

(ア) 市のまん延防止対策

- ① ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考にし、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園・その他保育施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校等)を適切に行う。(教育部)
- ② 必要に応じ、市庁舎を始め多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけや手指消毒剤の設置等を行う。(総務部、教育部)

(イ) 県との連携による市民・事業所等への要請

県と連携して、以下の対策を実施する。

- ① 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(予防・支援部、広報部、各部共通)
- ② 事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(各部共通)
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を、市立以外の学校・保育所等に周知し、それらの施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業を適切に行うよう要請する。(予防・支援部、教育部、各部共通)
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感

染予防策を講ずるよう要請する。(広報部)

- ⑤ 病院及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(予防・支援部)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県が要請を行う場合には、本市は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 不要不急の外出の自粛要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、本市は、その情報を市民へ周知する。(予防・支援部、広報部)

(イ) 学校等の施設の使用制限に関する要請

県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本市は、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、市立以外の保育・介護・福祉等施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）に対し、要請に関する情報を周知する。(予防・支援部、教育部)

(ウ) 施設における感染対策の徹底に関する要請

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本市は、市庁舎、半田市立図書館・博物館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行い、また、市立以外の施設及び事業者に対し感染対策の徹底に関する要請情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される市立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を行う。

必要に応じて、市主催の催物（行事・会議等）について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行い、また、市立の施設を使用して催物（行事・会議等）を行う者に対し、同様の要請を行う。(総務部、教育部、各部共通)

(4) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

★県内発生早期の記載を参照する。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。(予防・支援部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を開始するよう、関係団体等を通じて事業者にも周知する。(各部共通)

イ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(広報部、環境部)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

★県内発生早期の記載を参照する。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

★県内発生早期の記載を参照する。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

県と連携し、以下の対策を実施する。

- ① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。(環境部)
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(環境部)

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携し、適切な措置を講ずる。（予防・支援部、環境部）

（エ）要援護者への生活支援

要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）の実施に当たっては、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、その他関係団体等の協力を得ることにより実施する。また、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応等の緊急対応が必要な場合は、市が直接実施する等、県と連携して実施する。（予防・支援部）

（オ）埋葬・火葬の特例等

県と連携し、以下の対策を実施する。

- ① 半田斎場に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。（環境部、消防部）
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じ、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（教育部）
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。（環境部）
- ④ 県からの要請に応じ、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。（環境部）

6 小康期

発生状況： 1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2) 大流行は一旦終息している状況。
目 的： 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、国の行う第二波の発生の早期探知に協力する。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

県は、国が基本的対処方針を変更した場合には、その対処方針に基づき措置を縮小・中止する。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、措置を縮小・中止する。(予防・支援部、各部共通)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

国が緊急事態解除宣言を行った場合には、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。(予防・支援部、各部共通)

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める」とは、以下の場合等であり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ① 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ② 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベース

で営まれるようになった場合。

- ③ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

イ 対策の評価・見直し

各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直しを行う。（予防・支援部、各部共通）

ウ 県対策本部、市対策本部の廃止

- ① 県は、政府対策本部が廃止されたときには、速やかに県対策本部を廃止する。
 ② 本市は、緊急事態解除宣言がされたときには、速やかに市対策本部を廃止する。
 なお、緊急事態宣言がされていない場合には、県対策本部が廃止されたときに速やかに市対策本部を廃止する。（予防・支援部、各部共通）

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。（予防・支援部、各部共通）

イ 情報提供

県と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性等について、引き続き市ホームページ等を利用して情報提供を行う。（予防・支援部、広報部、各部共通）

ウ 情報共有

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県と連携し、国に提供することで、共有化を図る。（予防・支援部、各部共通）

エ 相談窓口体制の縮小

発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。（予防・支援部、各部共通）

(3) 予防・まん延防止

県と連携して、措置を縮小・中止する。(各部共通)

(4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(予防・支援部)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

必要に応じ、県及び国と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(予防・支援部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定

ア 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(広報部、環境部)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

(ア) 業務の再開

①市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(各部共通)

②指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する(各部共通)。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

県及び国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(予防・支援部、各部共通)

半田市新型インフルエンザ等対策行動計画

付属資料

用語解説

※アイウエオ順

【ア行】

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

【カ行】

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになっ

た場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫等の曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

【サ行】

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

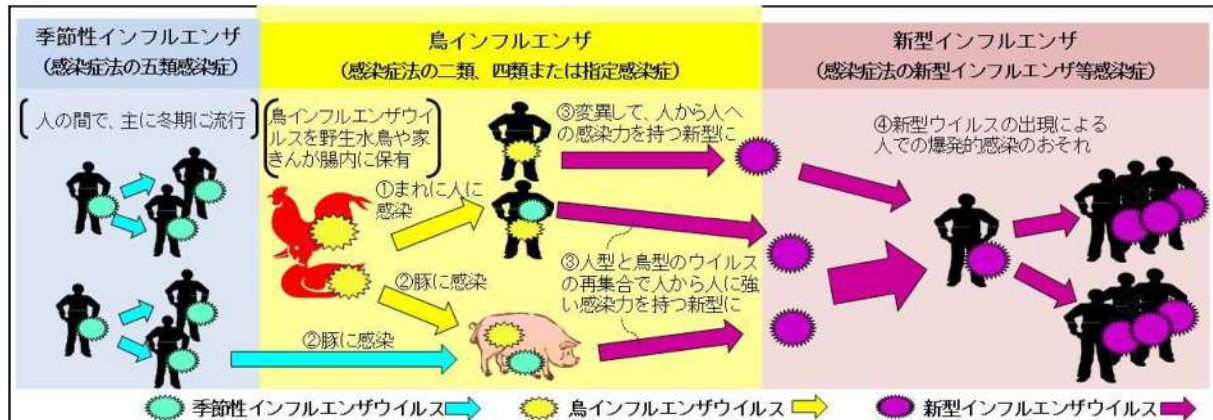
○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを

いふとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

季節性インフルエンザ、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ



○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

【タ行】

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

【ナ行】

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

【ハ行】

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能

等を総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

新型インフルエンザ等の感染経路

(1) 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられている。

また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜等を通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチ等）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

(2) 飛沫感染と接触感染について

ア 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートルほど到達する。

イ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水が付着した手で、机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の目や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

(3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に三つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

(参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は、空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室等）やフィルターが必要になる。

新型インフルエンザ等予防の基本

○ 一般的な予防策

新型インフルエンザ等の感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものが多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対策	概要
咳エチケット	風邪等で咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。 (方法) 咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュ等がない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。鼻汁・痰等を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因とならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。
マスク着用	患者は、マスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。 (方法) マスクは、表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不

	織布製マスクの使用が推奨される。 不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。 N95 マスク（防じんマスク DS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。
手洗い	外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻繁に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と液状石鹸（表面が汚染されやすい固形石鹸は避けて液状石鹸を用いる）による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60%～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。 （方法） 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。 手洗いは、流水と液状石鹸を用いて 15 秒以上行うことが望ましい。洗ったあとは水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが 60%～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。
うがい	うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。
対人距離の保持	感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで感染リスクが高まると言える（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から 1～2 メートル以内に落下する。つまり、2 メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）。 患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。

	(方法) 感染者の 2 メートル以内に近づかないことが基本となる。
清掃・消毒	感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチ等を触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。 (方法) 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低 1 日 1 回は行うことが望ましい。 発症者の周辺や触れた場所、壁、床等の消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・液状石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯し、ブラシ、雑巾は水で洗い、触れないようにする。 消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノール等が有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。 (次亜塩素酸ナトリウム) 次亜塩素酸ナトリウムは、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。 (イソプロパノール又は消毒用エタノール) イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。
その他	人込みや繁華街への外出自粛、空調管理（加湿器等の使用）、十分な休養、バランスの良い食事等が考えられる。

個人での備蓄物品の例

最低でも2週間分程度の備蓄が必要です。

○ 食料品（長期保存可能なもの）の例

米
乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）
切り餅
コーンフレーク・シリアル類
乾パン
各種調味料
レトルト・フリーズドライ食品
冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）
インスタントラーメン、即席めん
缶詰
菓子類
育児用調製粉乳

○ 日用品・医療品の例

マスク（不織布製マスク）
体温計
ゴム手袋（破れにくいもの）
水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）
常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
絆創膏
ガーゼ・コットン
トイレットペーパー
ティッシュペーパー
保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）
洗剤（衣類・食器等）・液状石鹸
シャンプー・リンス
紙おむつ
生理用品（女性用）
ごみ用ビニール袋、ビニール袋（汚染されたごみの密封用等に利用）
カセットコンロ、ボンベ
懐中電灯
乾電池

新型インフルエンザ等関連ホームページ

国

- 内閣感染症危機管理統括庁 <https://www.caicm.go.jp/index.html>
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
 - 検疫所 <http://www.forth.go.jp/>
 - 国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

愛知県

- トップページ <http://www.pref.aichi.jp/>

半田市

- トップページ <http://www.city.handa.lg.jp/>

※ホームページアドレスが変更される場合があります。

半田市新型インフルエンザ等対策本部の編成及び事務分掌一覧表

「半田市新型インフルエンザ等対策本部会議」		
【本 部 長】 市長		
【副本部長】 副市長、教育長		
【本 部 員】 各部長、議会事務局長、消防長、各監		
本 部 事 務 局	【事務局長】 健康課長 【幹事】 企画課長 人事課長 総務課長 防災安全課長 消防総務課長 【事務局員】 健康課職員	・事務局事務一般 ・関係機関からの情報収集及び伝達 ・市内の状況に関する情報の集約及び伝達 ・各種情報伝達

部名	部長等	班名	班長	班員	事務分掌
各 部 共 通					1 市の業務継続に関すること。 2 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 3 国・県・関係機関等からの情報収集に関すること。 4 国・県・関係機関等への情報提供(共有)に関すること。 5 職員への感染対策の周知に関すること。 6 発生時の職員の勤務・連絡体制に関すること。 7 所管施設の使用制限に関すること。 8 所管施設における感染対策の実施に関すること。 9 状況に応じた各部・各班間における応援に関すること。
総 務 部	【部長】 総務部長 【次長】 議会事務局長 【副部長】 防災監	記録班	総務課長	総務課員	1 対策本部等の記録に関すること。 2 庁舎の感染対策の実施に関すること。
		財政班	財政課長	財政課員	1 対策の予算措置に関すること。 2 公用車の配車計画に関すること。 3 記録班への協力。
		庶務協力班	防災安全課長	防災安全課員	1 庶務・予防班への協力。
		出納班	会計課長	会計課員	1 出納に関すること。 2 記録班への協力。
		議会連絡班	議事課長	議事課員	1 議会との連絡調整に関すること。
広 報 部	【部長】 企画部長 【副部長】 企画課長	広報班	秘書課長 企画課長 デジタル課長 市民協働課長 監査委員事務局長	秘書課員 企画課員 デジタル課員 市民協働課員 監査委員事務局員	1 報道機関への対応に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する市民への情報提供に関すること。 3 広報媒体・手段の確保・調整に関すること。 4 住民情報等システムの維持・管理に関すること。
		職員班	人事課長	人事課員	1 職員のり患状況・出勤状況の把握に関すること。 2 人員調整・配置、職員応援体制に関すること。 3 職員への感染対策の周知に関すること。 4 職員の健康管理に関すること。
予 防 ・ 支 援 部	【部長】 福祉部長 【副部長】 子ども未来部長	庶務・予防班	健康課長	健康課員	1 対策本部の運営・庶務に関すること。 2 対策本部の体制に関すること。 3 市民への感染対策の周知に関すること。 4 相談窓口の設置に関すること。 5 予防接種(特定接種・住民接種)に関すること。 6 関係機関(医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等)との連絡調整に関すること。 7 保健所との連絡調整に関すること。 8 物資及び資材の備蓄・確保に関すること。 9 行動計画に関すること。
		福祉・支援班	地域福祉課長 生活援護課長 高齢介護課長 国保年金課長 子ども育成課長 子育て相談課長	地域福祉課員 生活援護課員 高齢介護課員 国保年金課員 子ども育成課員 子育て相談課員	1 要支援者への支援に関すること。 2 在宅で療養する患者への支援に関すること。 3 関係団体等への協力依頼・連絡調整に関すること。 4 物資及び資材の備蓄・確保に関すること。

			税務課長 収納課長	税務課員 収納課員	
環境部	【部長】 市民経済部長 【副部長】 建設部長	環境清掃班	環境課長	環境課員	1 一般廃棄物の収集、処理に関すること。 2 し尿処理に関すること。 3 所管施設の保全に関すること。
		経済班	産業課長 観光課長	産業課員 観光課員	1 生活関連物資等の価格の安定に関すること。 2 環境清掃班への協力。
		業務班	市民課長	市民課員	1 埋火葬許可業務の適切な処理に関すること。
		搬送班	土木課長 都市計画課長 市街地整備課長 建築課長	土木課員 都市計画課員 市街地整備課員 建築課員	1 遺体の搬送・保全・管理に関すること。 2 他部・他班への協力。
水道部	【部長】 水道部長 【副部長】 上水道課長	上水道班	上水道課長	上水道課員	1 水の安定供給に関すること。
		下水道班	下水道課長	下水道課員	1 下水道施設の保全に関すること。
教育部	【部長】 教育部長 【副部長】 学校教育課長	教育総務班	学校教育課長 幼児保育課長	学校教育課員 各小中学校・幼稚園職員 幼児保育課員 各保育園職員	1 市立幼稚園・小・中学校の臨時休業に関すること。 2 市立幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒・保護者に対する感染対策の周知に関すること。 3 市立幼稚園・小・中学校に対する連絡及び指示に関すること。 4 市立保育施設の臨時休業に関すること。 5 市立保育施設の園児に対する感染対策の周知に関すること。 6 市立保育施設に対する連絡及び指示に関すること。 7 所管施設の使用制限に関すること。 8 所管施設における感染対策の実施に関すること。 9 学校給食の継続に関すること。 10 住民接種会場の確保に関すること。 11 住民接種運営事務への協力に関すること。
		施設班	スポーツ課長 生涯学習課長 図書館長 博物館長	スポーツ課員 生涯学習課員 図書館員 博物館員	1 所管施設の使用制限に関すること。 2 所管施設における感染対策の実施に関すること。 3 一時遺体安置施設の確保に関すること。 4 臨時医療施設の確保に関すること。 5 他部・他班への協力。
消防部	【部長】 知多中部広域事務 組合消防本部消防 長 【次長】 消防次長 消防署長 【副部長】 総務課長	消防総務班	総務課長	総務課員	1 半田斎場に関すること。 2 感染対策物品の確保に関すること。
		消防予防班	予防課長	予防課員	1 情報収集及び報告に関すること。
		消防・救急班	消防第1課長 消防第2課長 救急第1課長 救急第2課長 北部出張所長 成岩出張所長	消防第1課員 消防第2課員 救急第1課員 救急第2課員 北部出張所員 成岩出張所員	1 消防に関すること。 2 救急に関すること。 3 消防団の活動に関すること。

半田市新型インフルエンザ等対策本部行動計画一覧表

※段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★：緊急事態宣言がされている場合の措置

発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期
状態	・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生日・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。	・国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。
対策の考え方	・発生に備えた対応体制の整備、継続的な情報収集・提供	・県内発生に備えての体制整備 ・積極的な情報収集と的確な情報提供 ・各種対策の準備	・県内発生に備えての体制整備 ・積極的な情報収集と的確な情報提供 ・各種対策の準備
各部共通	・行動計画の策定、見直し ・発生時に備えたガイドライン(マニュアル)、業務継続計画の作成 ・国・県・関係機関等との連絡調整、連携体制の構築 ・新型インフルエンザ等に関する継続的な情報収集、提供 ・職員、家族への感染対策の周知	・国・県等からの情報収集 ・対策本部各部・各班間の連絡調整 ・国・県・関係機関等との連絡調整 ・全庁的な感染対策の実施 ・関係機関・団体、所管施設への情報提供、感染対策の周知	・国・県等からの情報収集 ・対策本部各部・各班間の連絡調整 ・国・県・関係機関等との連絡調整 ・全庁的な感染対策の継続 ・関係機関・団体、所管施設、事業所への情報提供、感染対策の周知 ・業務継続体制、職員応援体制の準備
総務部	【記録班】 ・庁舎における感染対策(来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施方法の検討 【庶務協力班】 ・物資、資材の備蓄(災害対策用備蓄物資、資材の流用の検討) ・庶務・予防班への協力 【議会連絡班】 ・発生時の議会との連絡調整方法の検討	【記録班】 ・庁舎における感染対策(来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施の準備 ・対策本部等の記録 【財政班】 ・対策関係予算の検討 ・記録班への協力 【庶務協力班】 ・庶務・予防班への協力 【出納班】 ・出納業務の継続体制の構築準備 ・記録班への協力 【議会連絡班】 ・議会との連絡調整体制の整備	【記録班】 ・庁舎における感染対策(来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施 ・対策本部等の記録 【財政班】 ・対策関係予算の検討 ・記録班への協力 【庶務協力班】 ・庶務・予防班への協力 【出納班】 ・出納業務の継続 ・記録班への協力 【議会連絡班】 ・議会との連絡調整
広報部	【広報班】 ・発生段階ごとの市民への情報提供内容、媒体の検討 ・発生時の報道機関との連絡体制、調整方法の検討 ・市民への感染対策の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ ・自治区への情報提供、感染対策の周知 ・発生時の住民情報等システム維持・管理の検討 【職員班】 ・職員への感染対策の周知 ・職員の健康管理 ・発生時の職員のり患状況・出勤状況の把握方法の検討 ・発生時の人員調整・配置、職員応援体制の検討	【広報班】 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。庶務・予防班との連携) ・市民へ県内発生早期に要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知(ホームページ等。庶務・予防班との連携) ・報道機関(記者クラブ等)との連携強化 ・自治区への情報提供、感染対策の周知 ・住民情報等システム受託業者との連絡調整 【職員班】 ・職員への感染対策徹底の周知 ・職員のり患状況・出勤状況把握体制の確立(業務継続調整班との連携) ・庁内への人員調整・配置、職員応援体制の周知	【広報班】 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。庶務・予防班との連携) ・市民へ県内発生早期に要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知(ホームページ等。庶務・予防班との連携) ・報道機関(記者クラブ等)との連携強化 ・自治区への情報提供、感染対策の周知 ・公共交通機関へ、利用者への感染対策を呼びかけるよう要請 ・住民情報等システム受託業者との連絡調整 【職員班】 ・職員への感染対策徹底の周知 ・職員のり患状況・出勤状況把握の実施 ・庁内の人員調整・配置、職員応援体制の実施
予防・支援部	【庶務・予防班】 ・行動計画の策定、見直し ・発生時の対策本部設置、運営、本部会議開催の準備 ・市民への感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ ・事業所への感染対策の周知 ・発生時の相談窓口(主に電話相談)設置の検討 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との連携による発生時の予防接種(特定接種・住民接種)体制の検討 ・関係機関(医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等)との連絡調整、連携体制の構築 ・保健所との連絡調整 【庶務・予防班、福祉・支援班】 ・物資、資材の備蓄(感染対策物品、要援護者生活支援物品) 【福祉・支援班】 ・新型インフルエンザ発生時における要援護者の範囲の検討 ・要援護者の把握、名簿作成 ・発生時の要援護者への生活支援内容・実施方法の検討 ・関係団体等への協力依頼、連携体制の構築 ・在宅で療養する患者への支援内容・実施方法の検討	【庶務・予防班】 ・対策本部の設置(法に基づかない任意設置。国の緊急事態宣言により法定設置に移行) ・対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。広報班との連携) ・市民へ県内発生早期に県が要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知(ホームページ等。広報班との連携) ・相談窓口(主に電話相談)の設置 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との連携による特定接種の実施 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との住民接種体制の確認、実施の準備 ・保健所との連絡調整 【福祉・支援班】 ・要援護者への生活支援実施のための関係団体等との連携強化	【庶務・予防班】 ・対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。広報班との連携) ・市民へ県内発生早期に県が要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知(ホームページ等。広報班との連携) ・相談窓口体制(主に電話相談)の充実・強化 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との連携による特定接種の継続 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との住民接種体制の確認、実施の準備、ワクチンの供給状況により住民接種開始 ・保健所との連絡調整 【福祉・支援班】 ・関係団体等との要援護者生活支援実施体制の確認、実施の準備 ・県との連携による介護・福祉施設等への感染対策強化の周知
環境部	【環境清掃班】 ・発生時の一般廃棄物の収集・処理体制の検討 ・発生時のし尿の処理体制の検討 【業務班】 ・発生時の死亡届受理、埋火葬許可業務体制の検討 【搬送班】 ・発生時の遺体の搬送・保全・管理体制、方法の検討	【環境清掃班】 ・感染対策を実施したうえでの一般廃棄物の収集・処理 【経済班】 ・市民への食料品・生活必需品の購入に当たった消費者としての適切な行動の呼びかけ 【業務班】 ・死亡届受理、埋火葬許可業務体制の構築 【搬送班】 ・遺体の搬送・保全・管理体制の構築準備 ・他部・他班への協力	【環境清掃班】 ・感染対策を実施したうえでの一般廃棄物の収集・処理 【経済班】 ・市民への食料品・生活必需品の購入に当たった消費者としての適切な行動の呼びかけ 【業務班】 ・死亡届受理、埋火葬許可業務体制の構築 【搬送班】 ・遺体の搬送・保全・管理体制の構築準備 ・他部・他班への協力
水道部	【上水道班】 ・県企業庁との連絡体制の整備 ・水質管理用薬品の備蓄 ・発生時の水の安定供給確保に関する検討 【下水道班】 ・発生時の下水道施設の保全に関する検討	【上水道班】 ・県企業庁との連絡体制の強化 ・水の安定供給確保体制の構築準備 【下水道班】 ・下水道施設の保全体制の構築準備	【上水道班】 ・県企業庁との連絡体制の強化 ・水の安定供給確保体制の構築準備 【下水道班】 ・下水道施設の保全体制の構築準備
教育部	【教育総務班】 ・市立保育園、幼稚園、小中学校(職員)及びその園児、児童、生徒、保護者への感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、発生時における臨時休業(学級・学年閉鎖、休校)等の対応の周知 ・緊急時の保護者への連絡体制の検討 ・患者発生時の対応の検討 ・発生時の保育園、幼稚園、小中学校における臨時休業の実施方法の検討 ・発生時の学校給食の継続体制の検討 ・発生時の住民接種会場の検討 【施設班】 ・発生時の所管施設における感染対策(来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)、臨時休業、催物(行事・会議等)の制限(中止・延期・内容変更)の実施方法の検討 ・発生時の一時遺体安置施設の検討 ・発生時の臨時医療施設の検討	【教育総務班】 ・市立保育園、幼稚園、小中学校(職員)及びその園児、児童、生徒、保護者への感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、県内発生時における臨時休業(学級・学年閉鎖、休校)等の対応の周知 ・市立保育園、幼稚園、小中学校職員及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握体制の確立 ・学校給食の継続体制の整備 ・住民接種会場確保の準備 【施設班】 ・所管施設における感染対策(来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)実施の準備 ・所管施設における臨時休業、催物(行事・会議等)の制限(中止・延期・内容変更)実施の準備 ・一時遺体安置施設確保の準備 ・臨時医療施設確保の準備	【教育総務班】 ・市立保育園、幼稚園、小中学校(職員)及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握 ・市立保育園、幼稚園、小中学校における必要に応じた臨時休業(学級・学年閉鎖、休校)の実施 ・県との連携による市立以外の学校・保育所等への適切な臨時休業実施の要請 ・学校給食の継続体制の整備 ・住民接種会場の確保、住民接種運営事務への協力 【施設班】 ・所管施設における感染対策(来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施 ・所管施設における臨時休業、催物(行事・会議等)の制限(中止・延期・内容変更)実施の準備 ・一時遺体安置施設確保の準備 ・臨時医療施設確保の準備
消防部	【消防総務班】 ・感染対策物品の備蓄 ・半田斎場の火葬能力の把握 【消防・救急班】 ・発生時の新型インフルエンザ等患者の救急搬送の検討 ・発生時の消防・救急体制の検討	【消防総務班】 ・半田斎場との連携強化 【消防予防班】 ・情報収集・伝達 【消防・救急班】 ・新型インフルエンザ等患者の救急搬送体制の整備 ・消防・救急体制の整備	【消防総務班】 ・半田斎場との連携強化 【消防予防班】 ・情報収集・伝達 【消防・救急班】 ・新型インフルエンザ等患者の救急搬送体制の整備 ・消防・救急体制の整備

半田市新型インフルエンザ等対策本部行動計画一覧表

※段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★・緊急事態宣言がされている場合の措置

発生段階	県内発生早期	県内感染期	小康期
状態	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。	・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。) ・国内では、国内感染期にある。	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行は一旦終息している状況。
対策の考え方	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更 ・医療体制の維持 ・必要なライフライン等の事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
各部共通	・国・県等からの情報収集 ・対策本部各部・各班間の連絡調整 ・国・県・関係機関等との連絡調整 ・全庁的な感染対策の継続 ・関係機関・団体、所管施設、事業所への情報提供、感染対策の周知 ・業務継続体制、職員応援体制の実施 ・所管施設の臨時休業、催物の制限	・国・県等からの情報収集 ・対策本部各部・各班間の連絡調整 ・国・県・関係機関等との連絡調整 ・全庁的な感染対策の継続 ・関係機関・団体、所管施設、事業所への情報提供、感染対策の周知 ・業務継続体制、職員応援体制の実施	・国・県等からの情報収集 ・国・県・関係機関等との連絡調整 ・第一波における対策の評価 ・行動計画の見直し ・第二波への備え ・通常の業務体制への移行
総務部	【記録班】 ・庁舎における感染対策(来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施 ★庁舎における感染対策(入場者の整理等を含む)の徹底 ・対策本部等の記録 【財政班】 ・対策関係予算の検討 【庶務協力班】 ・庶務・予防班への協力 【出納班】 ・出納業務の継続 【議会連絡班】 ・議会との連絡調整	【記録班】 ・庁舎における感染対策(来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施 ★庁舎における感染対策(入場者の整理等を含む)の徹底(特別な状況下のみ) ・対策本部等の記録 【財政班】 ・対策関係予算の検討 ・記録班への協力 【庶務協力班】 ・庶務・予防班への協力 【出納班】 ・出納業務の継続 ・記録班への協力 【議会連絡班】 ・議会との連絡調整	【記録班】 ・対策本部等の記録 【財政班、出納班、議会連絡班】 ・通常の業務体制への移行 【庶務協力班】 ・庶務・予防班への協力
広報部	【広報班】 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。庶務・予防班との連携) ★市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知(ホームページ、防災行政無線、広報車等。庶務・予防班との連携) ・報道機関(記者クラブ等)との連携 ・自治区への情報提供、感染対策の周知(★催物の制限を含む) ・公共交通機関へ、利用者への感染対策を呼びかけるよう要請 ・住民情報等システム受託業者との連絡調整 ・電気・ガス・通信・交通機関との情報交換 【職員班】 ・職員への感染対策徹底の周知 ・職員のり患状況・出勤状況把握 ・庁内の人員調整・配置、職員応援体制の実施	【広報班】 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。庶務・予防班との連携) ★市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知(特別な状況下のみ) ・報道機関(記者クラブ等)との連携 ・自治区への情報提供、感染対策の周知 ・公共交通機関へ、利用者への感染対策を呼びかけるよう要請 ・受託業者との連携による住民情報等システムの維持・管理 ・電気・ガス・通信・交通機関との情報交換 【職員班】 ・職員への感染対策徹底の周知 ・職員のり患状況・出勤状況把握 ・庁内の人員調整・配置、職員応援体制の実施	【広報班】 ・市民への第一波の終息と流行の第二波の可能性や備える必要性に関する情報提供 ・自治区への情報提供 【職員班】 ・職員のり患状況・出勤状況把握 ・通常の業務体制への移行
予防・支援部	【庶務・予防班】 ・対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。広報班との連携) ★市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知(ホームページ等。広報班との連携) ・相談窓口体制(主に電話相談)の充実・強化 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との連携による特定接種の継続 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との住民接種体制の確認、実施の準備、ワクチンの供給状況により住民接種開始・継続 ・保健所との連絡調整 【福祉・支援班】 ・関係団体等との要援護者生活支援実施体制の確認、実施の準備 ・県との連携による介護・福祉施設等への感染対策強化の周知 ★介護・福祉施設への県が実施する使用制限の要請情報の周知(状況によっては、県と調整のうえ一部の介護・福祉施設に例外的な開所を要請する)	【庶務・予防班】 ・対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析 ・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い等)の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ(ホームページ等。広報班との連携) ★市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知(特別な状況下のみ) ・相談窓口体制(主に電話相談)の継続 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との連携による特定接種の継続 ・県、国、半田市医師会及び(地独)知多半島総合医療機構等との住民接種体制の確認、実施の準備、ワクチンの供給状況により住民接種開始・継続 ・保健所との連絡調整 【福祉・支援班】 ★関係団体等との連携による要援護者生活支援実施 ・県との連携による介護・福祉施設等への感染対策強化の周知 ★介護・福祉施設への県が実施する使用制限の要請情報の周知(特別な状況下のみ)(状況によっては、県と調整のうえ一部の介護・福祉施設に例外的な開所を要請する) ★在宅で療養する患者への支援	【庶務・予防班】 ・国の基本的対処方針の変更の確認 ・緊急事態解除宣言がされたときの対策本部の廃止 ・第二波に備えた第一波の評価 ・市民への第一波の終息と流行の第二波の可能性や備える必要性に関する情報提供 ・行動計画の見直し ・相談窓口体制の縮小・閉鎖 ・流行の第二波に備えた住民接種の継続 ・保健所との連絡調整 【福祉・支援班】 ・関係団体等との連携による要援護者生活支援の終了時期の調整
環境部	【環境清掃班】 ・感染対策を実施したうえで的一般廃棄物の収集・処理 【経済班】 ・市民への食料品・生活必需品の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者へ食料品・生活必需品の価格の高騰・買占め・売惜しみが生じないよう要請 ・環境清掃班への協力 【業務班】 ・死亡届受理、埋火葬許可業務体制の構築 【搬送班】 ・遺体の搬送・保全・管理体制の構築 ・他部・他班への協力	【環境清掃班】 ・感染対策を実施したうえで的一般廃棄物の収集・処理 【経済班】 ・市民への食料品・生活必需品の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者へ食料品・生活必需品の価格の高騰・買占め・売惜しみが生じないよう要請 ・環境清掃班への協力 【業務班】 ★国が発出する埋火葬手続の特例措置の実施 【搬送班】 ・遺体の搬送・保全・管理の実施 ・他部・他班への協力	【環境清掃班】 ・通常の業務体制への移行 【経済班】 ・市民への食料品・生活必需品の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者へ食料品・生活必需品の価格の高騰・買占め・売惜しみが生じないよう要請 【業務班・搬送班】 ・通常の業務体制への移行
水道部	【上水道班】 ・県企業庁との連絡体制の強化 ・水の安定供給確保のための継続した水質検査等の実施 【下水道班】 ・下水道施設の保全	【上水道班】 ・県企業庁との連絡調整 ・水の安定供給確保のための継続した水質検査等の実施 【下水道班】 ・下水道施設の保全	【上水道班】 ・県企業庁との連絡調整 ・通常の業務体制への移行 【下水道班】 ・通常の業務体制への移行
教育部	【教育総務班】 ・市立保育園、幼稚園、小中学校(職員)及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握 ・市立保育園、幼稚園、小中学校における必要に応じた臨時休業(学級・学年閉鎖、休校)の実施 ・県との連携による市立以外の学校・保育所等への適切な臨時休業実施の要請 ・学校給食の継続体制の整備 ・住民接種会場の確保、住民接種運営事務への協力 【施設班】 ・所管施設における感染対策(来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施 ★所管施設における感染対策(入場者の整理等を含む)の徹底 ★所管施設における必要に応じた臨時休業、催物(行事・会議等)の制限(中止・延期・内容変更)の実施 ・一時遺体安置施設確保の準備 ・臨時医療施設確保の準備	【教育総務班】 ・市立保育園、幼稚園、小中学校(職員)及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握 ・市立保育園、幼稚園、小中学校における必要に応じた臨時休業(学級・学年閉鎖、休校)の実施 ・県との連携による市立以外の学校・保育所等への適切な臨時休業実施の要請 ・学校給食の継続 ・住民接種会場の確保、住民接種運営事務への協力 【施設班】 ・所管施設における感染対策(来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等)の実施 ★所管施設における感染対策(入場者の整理等を含む)の徹底(特別な状況下のみ) ★所管施設における必要に応じた臨時休業、催物(行事・会議等)の制限(中止・延期・内容変更)の実施(特別な状況下のみ) ★必要に応じた一時遺体安置施設の確保 ★県からの要請に応じた臨時医療施設の確保	【教育総務班】 ・通常の業務体制への移行 ・市立保育園、幼稚園、小中学校(職員)及びその園児、児童、生徒のり患状況把握の継続 【施設班】 ・通常の業務体制への移行
消防部	【消防総務班】 ・半田斎場との連携強化 【消防予防班】 ・情報収集・伝達 【消防・救急班】 ・新型インフルエンザ等患者の救急搬送体制の整備 ・消防・救急体制の整備	【消防総務班】 ★半田斎場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請 【消防予防班】 ・情報収集・伝達 【消防・救急班】 ・新型インフルエンザ等患者の救急搬送 ・継続的な消防・救急の実施	【消防総務班、消防予防班、消防・救急班】 ・通常の業務体制への移行